


42	地域活性化伝道師派遣制度	事業URL https://www.chisou.go.jp/tiiki/ouentai.html		問合せ先 内閣府 地方創生推進事務局 03-5510-2167			
関連する取組		事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
地域づくりの専門家等の紹介・仲介等		都道府県・市町村・団体等	ソフト				0.2

事業概要

地域の活性化に向け意欲的な取組を行おうとする地域に対して、地域おこしの専門家(地域活性化伝道師)を紹介し指導・助言を行う。

地域活性化伝道師登録数、実績及び活用方法

○地域活性化伝道師登録数：394名（令和4年4月1日現在）

※地方創生サイト（<https://www.chisou.go.jp/tiiki/ouentai.html>）において公開分野別登録数（重複を含む）

1. 地域産業・イノベーション・農工商連携	2. 地域医療・福祉・介護・教育	3. 地域コミュニティ・集落再生	4. 地域交通・情報通信	5. 農・林・水産業	6. 観光・交流	7. 環境	8. まちづくり
148人	24人	95人	14人	74人	136人	29人	149人

○令和3年度実績：地域活性化伝道師3名を全国3地域に派遣

○活用方法：①各自治体及び団体等が、課題解決への取組みに適した伝道師を選び、任意に招へいや相談を行う。

②地方創生推進事務局が、地域に対する助言等の一環として、取組熟度が相当程度高く、支援する意義が特に高いと判断される場合に、地域活性化伝道師を当該地域へ派遣する。

①地域のリーダーの育成

地域活性化伝道師の講義を受け、取組の立ち上がり段階における実行プランの企画、取組の実施体制の構築を後押し。



②実務者の育成

実行プランに基づく取組を実施拡大していく上で必要となる人員を確保し、スキルアップ研修などの実施を後押し。



③事業化の推進

地域リーダーが中心となって、地域の産学官連携で商品開発を進め、事業化に必要な経営や広告・宣伝のノウハウを伝授。



④販路拡大・雇用創出

マーケティング・販路拡大の支援を実施することにより、地域の新たな産業として定着。これがモデルとなり、地域間連携により、広域的に波及。



地域の成長力強化・雇用創出に資するよう、これを担う地域人材力の強化について地域活性化伝道師が切れ目なく支援

43	外部専門家(地域力創造アドバイザー) 招へい事業	事業 URL	https://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html		問合せ先	総務省地域力創造グループ 人材力活性化・連携交流室 03-5253-5392
----	--------------------------	--------	---	--	------	--

関連する取組	事業実施主体 (対象者)	支援対象・内容 (ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望 調査時期	令和5年度 当初予算(百万円)
地域づくりの専門家等の紹介・仲介等	市町村	ソフト	特別交付税措置			

趣旨・目的 地域独自の魅力や価値の向上に取り組むことで、地域力を高めようとする市町村が、地域活性化の取組に関する知見やノウハウを有する外部専門家を招へいし、指導・助言を受けながら取組を行う。

事業内容 市町村が、地域活性化の活動実績があり一定の知見を有する外部専門家（※総務省地域人材ネット登録者＝地域力創造アドバイザー）を年度内に延べ10日又は5回以上招へいし、助言を得る。

特別交付税措置 外部専門家及び外部専門家の活動を支援する者に対する旅費・謝金（報償費）、ワークショップ等に係る経費（印刷費、車両・会場借上費に限る。）について、専門家区分、財政力指数に応じて最大560万円を上限として措置。

地域人材ネット 外部専門家（＝地域力創造アドバイザー）のデータベース

- 都道府県や各省庁等の推薦を受け、地域独自の魅力や価値の向上の取組を支援する民間専門家や先進自治体で活躍している職員(課)を登録
- 民間専門家(438名)、先進自治体で活躍している職員(25名(組織を含む)) (令和4年4月1日現在 計463名・組織)
- 地域力創造アドバイザー検索ページ <http://www.soumu.go.jp/ganbaru/jinzai/index.html>

財政措置

- 対象市町村：①3大都市圏外の市町村
②3大都市圏内の市町村のうち、条件不利地域を有する市町村、定住自立圏に取り組む市町村又は人口減少率が高い市町村
※令和3年度より3大都市圏外の都市地域等も対象とするよう地域要件を拡充
- 財政措置の内容：
市町村外在住の外部専門家を年度内に延べ10日以上又は5回以上招へい(リモート可)して、地域独自の魅力や価値を向上させる取組を実施した場合に、市町村に対して特別交付税措置をする
- 1市町村当たり、以下に示す額を上限額として、最大3年間
 - ◇ 民間専門家等活用 (560万円/年) ◇ 先進自治体職員(組織)活用 (240万円/年)

44	地域おこし協力隊	事業URL https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/02gyousei08_03000066.html		問合せ先	総務省地域力創造グループ 地域自立応援課 03-5253-5394		
関連する取組		事業実施主体(対象者)	支援対象・内容(ハード・ソフト)	補助率等	公募時期	事業要望調査時期	令和5年度当初予算(百万円)
地域づくりに取り組む人材の確保及び組織・体制の構築		都道府県・市町村	ソフト	特別交付税措置			208

○**制度概要**：都市地域から過疎地域等の**条件不利地域に住民票を異動**し、生活の拠点を移した者を、地方公共団体が「地域おこし協力隊員」として委嘱。隊員は、一定期間、地域に居住して、地域ブランドや地場産品の開発・販売・PR等の地域おこしの支援や、農林水産業への従事、住民の生活支援などの**「地域協力活動」を行いながら、その地域への定住・定着を図る**取組。

○**活動期間**：概ね1年以上3年以下

○**地方財政措置**：

◎地域おこし協力隊取組自治体に対し、概ね次に掲げる経費について、特別交付税措置

① 地域おこし協力隊員の募集等に要する経費：1団体あたり300万円上限

➢ 「おためし地域おこし協力隊」に要する経費：1団体あたり100万円上限

➢ 「地域おこし協力隊インターン」に要する経費：1団体あたり100万円上限（プログラム作成等に要する経費）、1人・1日あたり1.2万円上限（活動に要する経費）

② 地域おこし協力隊員の活動に要する経費：隊員1人あたり480万円上限

（報償費等280万円(※)、その他の経費(活動旅費、作業道具等の消耗品費、関係者間の調整などに要する事務的な経費、定住に向けた研修等の経費など) 200万円)

※ 隊員のスキルや地理的条件等を考慮した上で、最大330万円まで支給可能とするよう弾力化することとしている（隊員1人当たり480万円の上限は変更しない。）。

③ 地域おこし協力隊員の日々のサポートに要する経費：1団体あたり200万円上限

④ 地域おこし協力隊員等の起業・事業承継に要する経費：任期2年目から任期終了翌年の起業する者又は事業を引き継ぐ者1人あたり100万円上限

⑤ 任期終了後の隊員が定住するための空き家の改修に要する経費：措置率0.5

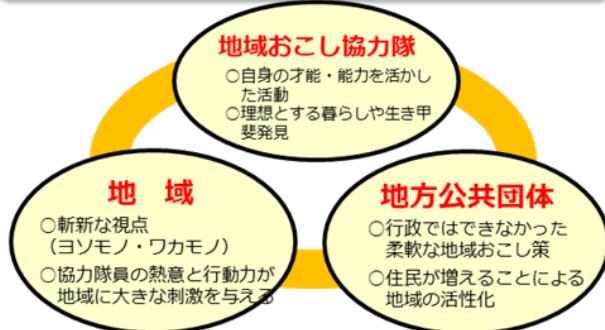
◎都道府県が実施する地域おこし協力隊等を対象とする研修等に要する経費について、普通交付税措置

◎都道府県が実施する地域おこし協力隊員OB・OGを活用した現役隊員向けのサポート体制の整備に要する経費について、普通交付税措置



地域おこし協力隊導入の効果

～地域おこし協力隊・地域・地方公共団体の「三方よし」の取組～



隊員数、取組団体数の推移

⇒ 令和8年度に10,000人を目標

年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度
隊員数	89人	257人	413人	617人	978人	1,629人 (1,511人)	2,799人 (2,625人)	4,090人 (3,978人)	4,976人 (4,830人)	5,530人 (5,359人)	5,503人 (5,349人)	5,560人 (5,464人)	6,015人 (6,005人)
団体数	31団体	90団体	147団体	207団体	318団体	444団体	673団体	886団体	997団体	1,061団体	1,071団体	1,065団体	1,085団体

※総務省の「地域おこし協力隊推進要綱」に基づく隊員数

※平成26年度以降の隊員数は、名称を統一した「田舎で働き隊(農林水産省)」の隊員数(26年度：118人、27年度：174人、28年度：112人、29年度：146人、30年度：171人、R元年度：154人、R2年度：96人、R3年度：10人)と合わせたもの。カッコ内は、特別交付税算定ベース。

隊員の約4割は女性

隊員の約7割が
20歳代と30歳代

任期終了後、およそ65%が
同じ地域に定住※R3.3末調査時点